

青森県三沢市市勢映画事件

長塚真琴*

控訴審：東京高裁平成5年9月9日民事第18部判決，平4年（ネ）第1421号，損害賠償等請求控訴事件（判例時報1477号27頁），取消・請求認容（上告）

原審：東京地裁平成4年3月30日民事第29部判決，平元年（ワ）第4599号，損害賠償等請求事件（判例タイムズ802号208頁），請求棄却（控訴）

〈事実の概要〉

1. 事 実

X（原告・控訴人）は，東京都内在住のフリーランスの映画監督である。Y（被告・被控訴人）は都内の映画製作会社である。

Xは，原審および控訴審判決の別紙フィルム目録に記載された，映画製作のための撮影済み未編集フィルム（本件フィルム）について，著作権を有することの確認を求めた。

本件フィルムは以下のような経緯を経て出現するに至ったものである。

（一）青森県三沢市は昭和56年頃から市勢映画を製作しようとしていた。Xはこれとは別に同市付近の1万年にわたる歴史に関する記録映画の自主製作を企画し，昭和57年夏頃，三沢市に映画の企画書およびシナリオ原案を提出し，あわせて経済上および撮影上の協力を要請した。Xの企画書は明治時代を境とする2編構成になっており，その後編が三沢市による記録映画の企画と重複する内容であった。しかし，Xは三沢市の担当者から，自治体としては映画の製作業務を個人に発注することはできないと言われたため，Yに対して協力を求めた。Yは，「市勢編」と「歴史・文化編」から成る2通の映画製作見積書を提出し，競争入札のうえ受注した。そして，昭和58年12月19日，三沢市とYとの間に，委託者を三沢市とし，受託者をYとする市勢映画製作業務委託契約（本件契約）が締結された。

* 長塚真琴：一橋大学大学院博士後期課程

(二) 昭和 58 年 12 月、本件映画の製作が開始され、X は演出・監督として参加し、撮影の一部や撮影済みフィルムの編集等も行なった。

(三) 本件契約当初、映画は「市勢編」と「歴史・文化編」との 2 編（上映時間各 30 分間）から成る予定であった。しかし、昭和 60 年 3 月ごろ「市勢編」の撮影はほぼ完了したにもかかわらず、遺跡の発掘が不可能になるという予定外の事情により「歴史・文化編」の当初の台本の約半分は撮影未了であった。さらに、撮影した場面の一部にもフィルムのトラブルが起こった。そのため、三沢市の注文により、「市勢編」のために撮影されたフィルムを中心とし、これに「歴史・文化編」のために撮影されたフィルムの一部（上映時間約 3 分間）を加えて、両編を区別しない形の「蒼い空と碧い海のまち—三沢市の軌跡」（本件映画、上映時間 1 時間）として完成された。昭和 60 年 6 月、本件映画は三沢市に納品された。

(四) 本件フィルムは、「歴史・文化編」のために撮影されたフィルムのうち、本件映画に使用されなかった部分であり、その後の映画製作過程を一切経ないまま現在に至っている。

(五) なお、三沢市からの契約代金 1,750 万円の支払いは Y になされた。そして、演出・監督を担当した X に対する報酬 250 万円ないし 300 万円の支払も含め、映画製作費用はすべて Y が負担していた。

2. 争 点

原審・控訴審とも、争点は、本件フィルムの著作権は映画の著作物として映画製作者の Y に帰属するという、著作権法 29 条 1 項に基づく Y の主張の当否であった。しかし、原審と控訴審とでは、多少の違いがある。

原審では、Y が本件映画の製作者か（争点 1）、本件フィルムが著作権法 29 条 1 項にいう映画の著作物にあたるか（争点 2）、の 2 点が争われた。すなわち、X は、Y は本件映画、あるいは少なくとも本件フィルムの映画製作者ではないと主張する一方、仮に Y が映画製作者であったとしても、本件フィルムは著作権法 29 条 1 項にいう「映画の著作物」ではないから、著作権は Y には帰属しないと主張した。なお、XY 間に参加約束があったかどうかは、当事者によって明示的に争われてはいない。ただし、Y は暗黙のうちにこのことを前提としているように思われる。

控訴審では、争点 1 は争われなかった。したがって、この点については、当事者は Y を映画製作者と認めた原審の判断を受け入れたものと思われる¹⁾。そして、ここでは X も、著作権法 29 条 1 項に基づき、映画製作者としての Y に対し本件映画の製作に参加

する約束をしたことを認めた。Xはその上で、本件フィルムは当該参加約束の対象外であると主張した。

〈判 旨〉

1. 原 審 判 決

請求棄却。XがYに対して参加約束をしたことを含めて、Yの主張を全面的に認めた。以下主要部分を引用する。

「1 争点1について

争いのない事実および右認定事実、殊に、三沢市の市勢映画の製作にあたり、当初はXにおいて三沢市に協力を求める等の経緯はあったにしても、Yにおいて映画製作見積書を提出し、競争入札のうえYが受注して本件契約締結に至っていること、履行保証保険契約の締結および本件契約上のYの債務の保証人の存在にみられるとおり、Yが三沢市に対し製作を完成させる責務を負っていたこと、更に三沢市からの契約代金の支払いもYになされ、演出・監督を担当したXに対する報酬の支払も含め、映画製作費用はすべてYの負担において行われていることに照らせば、本件映画の製作について発意と責任を有する者はYであるというべきである。」

「2 争点2について

前記争いのない事実および右認定事実のとおり、三沢市の市勢映画は、当初市勢編と歴史・文化編との2編からなる予定であったところ、その後、三沢市の注文により、市勢編のために撮影されたフィルムを中心とし、これに歴史・文化編のために撮影されたフィルムの一部を加えて、右両編を区別しない形の本件映画として完成されたものであって、当初の歴史・文化編のために撮影されたフィルムである本件フィルムは、完成作品である本件映画と別個のものではなく、すべて本件映画のために撮影されたものというべきであって、著作権法29条1項の映画の著作物に当たるといわなければならない。

Xは、右条項に基づき映画製作者が映画の著作権を取得するためには、撮影されたフィルムが粗編集、再編集、音付けを経て、さらに説明文・タイトルが挿入付加される等して、公の上映ないし頒布が可能な程度に完成していることを要すると解すべきであり、本件フィルムは未完成の歴史・文化編のために撮影されたが、粗編集以下の作業を経ていない未編集フィルムであるから、映画の著作物に当たらない旨主張する。しかしながら、当初予定されていた市勢編と歴史・文化編とがまとめられて本件映画として完成したものであり、歴史・文化編が未完成の状態にあるものではないことは前記のとおりで

あるし、また、著作権法 29 条 1 項は、『その著作者が映画製作者に対し当該映画の著作物の製作に参加することを約束しているときは』、当該映画の著作物についての著作権は、著作者に原始的に発生すると同時に、何らの行為または処分を必要とすることなく、当然に映画製作者に移転する趣旨と解されるから、著作者が映画製作者に対し当該映画の著作物の製作に参加することを約束しているときは、当該映画の製作のために撮影されたフィルムの著作物は、映画製作のいかなる段階にあるか、当該映画のいかなる部分であるかを問わず、映画製作者に帰属するものであって、この意味において、映画製作のための未編集フィルムであっても、映画完成後の編集残フィルムであっても、同条項にいう『映画の著作物』に当たるといふべきであるから、X の右主張は理由がない。」

2. 控訴審判決

原判決取消、請求認容。X の主張が認められた。判決理由の主要部分を以下に引用する。

「両者〈筆者註・『市勢編』と『歴史・文化編』〉は『青い海のまち みさわ』（仮題）の 1 つ題名の下に製作が予定されたとはいえ、別個独立の映画として企画されたものと認めるのが相当である。したがって、X の参加約束は、『市勢編』と『文化・歴史編』の各編ごとになされたものといふべきである。そして、前記 1（四）認定のとおり、本件契約は変更され、右変更された合意に沿ったものとして、『市勢編』を主体とする 1 時間構成の『蒼い空と碧い海のまち—三沢市の軌跡』が製作されて三沢市に納入され契約は終了したものとされたのであるから、これにより当初本件契約において製作が合意され、X が『市勢編』とは別途に参加約束をした『歴史・文化編』は、映画として製作しないことが確定したものといふほかない。」

「著作権法 29 条 1 項により映画製作者が映画の著作物の著作権を取得するためには、いうまでもなく著作物と認められるに足りる映画が完成することが必要であるから、参加約束のみによって未だ完成されていない映画について製作者が著作権を取得することはない。しかし、そのことは、当初予定されていた映画が予定どおり完成しなければならぬことまでを意味するものではなく、撮影済みフィルムを編集するなど、映画製作過程に入った後、製作が途中で打ち切られてもその時点までに製作されたものに創作性が認められれば、その限りで製作者は著作権を取得する。この場合、その映画製作のためにフィルムに撮影収録された映像のうち、未使用部分の著作権の帰属が問題となる（既使用部分は映画に化体されその内容となっているのであるから、同部分の映像著作権自体は存在しないものとする）。しかし、少なくとも、本件において、本件契約の

変更によりXが参加約束をした『歴史・文化編』については、映像を撮影収録した本件フィルムがNGフィルム選別、シナリオに従った粗編集、細編集、音付け等の映画製作過程を経ないまま未編集の状態に現在に及んでいることは前記1（四）に認定したとおりであるから、結局本件フィルムに関する限り著作物と認めるに足りる映画は未だ存在しないものというべきである。そして、本件フィルムが撮影収録した映像の内容は別紙未編集フィルム・内容一覧表のとおりであることは当事者間に争いのないところであるが、それは単なる風景の描写とは異なるものと認められ、かつ前記のようなテーマを持った映画『歴史・文化編』に使用されることを意図したものであることを勘案すれば、本件フィルムに撮影収録された映像は、それ自体で創作性、したがって著作物性を備えたものというべきである（Yも映画のための撮影済みフィルムの著作物性自体は争っていない）。そうであれば、本件フィルムに撮影収録された映像著作物の著作権は、監督としてその撮影に関わった著作者であるXにいぜん帰属するものといわなければならない。以上によれば、著作権法29条1項を根拠とするYの著作権取得の主張は採用できない（Xは、自己が本件フィルムの著作者である理由として、参加約束に映画の完成を停止条件またはその未完成を解除条件とする条件が付けられており、『歴史・文化編』の製作中止により停止条件が不成就となり又は解除条件が成就した旨を主張するが、著作物としての映画が製作されたものと認められない以上製作者に著作権を認める余地はなく、いわば映画として著作物性の取得が著作権法29条1項による著作権帰属の要件であり、Xはこの点を捉えて、映画の完成を停止条件と主張したものと解せられる。すなわち、Xは、Yの主張に対する反論として、『歴史・文化編』が完成しなかったことを理由に本件フィルムに撮影収録された映像の著作権がいぜんXに帰属することを主張しているものであるから、右主張は理由がある。）」

〈研究〉

控訴審判決の結論に賛成。ただし論理構成には疑問。

1. 本件判決の意義

（一）本件判決は、映画製作途中のままにおかれているフィルムの著作権の帰属如何が問題になった、現行著作権法下における初めての裁判例である²⁾。とりわけ控訴審判決は、「映画製作者への著作権の法定譲渡乃至はこの者の原始取得の要件として映画著作物の完成を要することを認めた重要な判決」と評価される³⁾。控訴審判決が本件フィルムについて映画監督個人の著作権を認める結論を出したことは、新聞紙上にも好意的

に報道された⁴⁾。しかし、久々湊教授も指摘されているが⁵⁾、控訴審判決の論理構成には疑問なしとしない。一方、原審判決は、事実認定および結論の妥当性に疑問がある。

(二) もう一度両判決の論理構成を振り返ってみよう。原審判決は、Yは本件映画について著作権法29条1項にいう「映画製作者」にあたると判示し、Xが本件契約に基づいて本件映画の製作への参加約束をしたことを認めた。そして、本件フィルムは「映画の著作物」であり本件映画と別個のものではないから、著作権はXに発生すると同時に29条1項によりYに移転したと判示する。

控訴審判決は、Yが「映画製作者」にあたるとする原審の判断を前提とする（控訴審では、X自身、本件契約に基づいて本件映画の製作への参加約束をしたことを認めている）。しかしながら、本件フィルムは未だ「著作物と認めるに足りる映画」ではないので、その著作権は29条1項によりYに帰属するものではないとする。そして、本件フィルムに撮影された映像はそれ自体で著作物性を有するので、この「映像著作物」の著作権は著作権法の原則通り著作者たるXに帰属すると判示する。

(三) このうち、Yが映画製作者であるかどうかは、上記のように原審では争点となったが、控訴審では直接の争点とならなかった。原審判決は、映画製作の企画段階にXも深く関与しているものの、法律上の権利義務および経済的な収入支出の主体はYであるとして、Yを映画製作者と認めた。これは立法担当者の説明するところと合致しており⁷⁾、また今までの判例⁷⁾の立場を踏襲したものと思われる。筆者もこの判断については、結論・論理構成とも異存がない。

(四) したがって、まず問題となるのは、本件フィルムが「映画の著作物」なのか、それとも「映像著作物」なのかである。さらに、本件フィルムは、本件映画製作に際してXがなした参加約束（著作権法29条1項）の対象となるのかどうか問題となる。以下、これらの問題について、本件原審判決および控訴審判決のとした判断を対比しつつ検討する。

2. 本件フィルムは「映画の著作物」か、それとも「映像著作物」か

(一) 原審判決は、本件フィルムは著作権法29条1項にいう「映画の著作物」にあたるとする。一方、控訴審判決は、本件フィルムは未だ「映画の著作物」ではないが、本件フィルムに撮影収録された映像は、それ自体で創作性を有する「映像著作物」であるとする⁸⁾。このように、本件フィルムの性格についての判断は、原審と控訴審とで真っ向から分かれている。

従来の議論を振り返ってみると、映画に使用するために撮りだめされていくフィルム

の著作物性は、現行著作権法施行直後に開催された座談会の中で、すでに問題にされている。立法担当者は、このようなフィルムにも著作物性があり、映画の著作物と考えられると発言している⁹⁾。

しかし、本件控訴審判決は、このようなフィルムは「映像著作物」としての著作物性を有するという独自の見解をとっている。このような見解は、これまでの判例や学説には現れなかったものである。以下、映画の著作物の定義に関するこれまでの判例・学説に照らして本件控訴審判決を検討する。

(二) 「映画の著作物」がどのようなものかは、著作権法2条3項に定義されている。立法担当者は、同条項では「映画」という用語がア・プリオリに使われているが、これは「伝統的なフィルムによる劇場用映画」を念頭においたものであると説明する¹⁰⁾。

本件フィルムは、「伝統的なフィルムによる劇場用映画」が製作される過程で出現したものであると考えられる。そして、本件控訴審判決では、「映画の著作物」が著作物性を取得するのはいつからかということ、すなわち、「映画の著作物」概念の時間的な広がりや問題とされているといえる。

控訴審判決は、本件フィルムの映像内容は貝塚や遺跡であるが、ただ風景を描写したものではなく、これには創作性(著作物性)があると認めている。しかし、この創作性は「映画の著作物」としての創作性ではなく、「映像著作物」としての創作性であると判断されている。つまり、控訴審判決は、「映画の著作物」としての創作性を取得するための時間的な基準は、編集過程を経ることであると考えているようである。そして、編集過程を経していない本件フィルムに関しては、「著作物と認めるに足りる映画」はまだ存在しないとしている。

しかし、立法担当者は、「映画の著作物たりうるためには、カメラ・ワークの工夫、モンタージュあるいはカット等の手法、フィルム編集などなんらかの知的な活動が行われ、創作性がそこに加味される必要がある¹¹⁾」と述べる。ここでは、時間的な基準はより早い段階にある。この見解によれば、映画としての創作性がないのは、名作絵画をそのままビデオ撮りで連続的に写しているにすぎないものや、街頭にカメラを据えて通行人を自動的にフィルムに撮るような場合である¹²⁾。

本件フィルムの映像内容には、少なくともカメラ・ワークの工夫の点で創作性があるだろう。したがって、立法担当者の見解に照らせば、本件フィルムは映画としての創作性を有する、つまり映画の著作物であるといわざるをえないのではないか。

(三) ところで、著作権法2条3項によれば、「映画の著作物」には(「伝統的なフィルムによる劇場用映画」の他に、)「映画の効果に類似する視覚的又は視聴覚的效果を生

じさせる方法で表現され、かつ、物に固定されている著作物を含む」こととされている。そして、これまでの判例・学説は、同条項により映画として保護される著作物の範囲（言い換えれば、「映画の著作物」概念の空間的な広がり）を相当に広く認めている。

たとえば、「パックマン」事件判決¹³⁾では、本来の意味における映画以外のもの¹⁴⁾が「映画の著作物」に該当するための要件として、(1) 表現方法の要件（映画の効果に類似すること）、(2) 存在形式の要件（物に固定されていること）、(3) 内容の要件（創作性があり、精神活動の所産であること）が挙げられている。そして、(1) について「聴覚的效果を生じさせることすなわち音声を有することは、映画の著作物の必要的要件ではなく、視覚的效果を生じさせることが必要的要件であると解される。映画の視覚的效果は、映写される映像が動きをもつて見えるという効果であると解することができる。」と判示し¹⁵⁾、「パックマン」はその要件を満たすと判断した。

「パックマン」事件判決は広く支持されている¹⁶⁾。その後も、ビデオゲームを映画の著作物として保護する判例が現れ¹⁷⁾、このような保護は判例上確立しつつある。

本件フィルムは、以上のような判例・学説の状況に照らせば、著作権法2条3項にいう「映画の著作物」とであると認められよう。なぜなら、本件フィルムは、「パックマン」事件判決の基準の(1)(2)(3)をいずれも満足するからである。すなわち、(1) 未編集ではあるものの、撮影・現像された映像は、上映すれば動きをもって見える。(2) 映画用の16ミリカラーフィルムに固定されている（この点で、コンピュータのROMに固定された「パックマン」よりも、「本来の意味における映画」によほど近似している）。(3) 既にみたように、フィルムの映像内容には創作性（著作物性）がある。

このように、本件フィルムが仮に「伝統的なフィルムによる劇場用映画」ないし「本来の意味における映画」ではないとしても、それは従来「映画の著作物」と解されてきたものの中に含まれるのではないか¹⁸⁾。

以上みてきたように、本件フィルムを「映像著作物」と解することには、著作権法2条3項に対する従来の解釈と食い違うという問題点があると思われる¹⁹⁾。

3. 著作権法29条1項と本件フィルム

(一) 原審判決が本件フィルムを「映画の著作物」とした点は、著作権法2条3項にいう「映画の著作物」に該当するという限りで正しいと考える。しかし、そのことからただちに、本件フィルムが著作権法29条1項に則ってXY間で行なわれた参加約束の対象となる「映画の著作物」であり、Yに著作権が帰属するとはいえないと考

える。

一方、控訴審判決は、本件フィルムは参加約束の対象ではあるが、「映画の著作物」ではないために、Yには著作権は帰属しないと判示した。この判断の問題点は前述したとおりである。しかし、Xが「映画の著作物」としての本件フィルムの著作者であり、また著作権者であるとした結論は正しいと考える。

(二) ここで、Xの著作者性について確認する。Xは本件映画の製作に監督として参加しただけでなく、脚本・撮影・編集等の映画製作過程をも担当している。そのため、原審では、Xが本件映画の著作者（著作権法16条によると、映画の全体的形成に創作的に寄与した者）であるかどうかについて、少なくとも共同著作者の1人という限りで当事者間に争いが無い。判決もXが本件映画および本件フィルムの著作者であることを前提としている。一方、控訴審では、Xが本件フィルムの著作者であることをYは否認しているようであるが、判決はそのことを認めている。

(三) このようにXが、「映画の著作物」としての本件フィルムの著作者であるならば²⁰⁾、問題は著作権法29条1項によってYが著作権を取得するかどうかである²¹⁾。原審判決は、参加約束の対象となった映画の製作のために撮影されたフィルムは、映画製作のいかなる段階にあるか、当該映画のいかなる部分であるかを問わず、映画製作者に帰属すると判示している²²⁾。しかし、映画製作のための未編集フィルムであっても、映画完成後の編集残フィルムやNGフィルムであっても、全て著作権法29条1項にいう「映画の著作物」に当たり、映画製作者に著作権が移転するとはいえないのではないか。

(四) 久々湊教授は、著作権法29条1項が完成した映画の著作物に限って適用されることは「当然」と解されているが、その根拠は特に示されていない²³⁾。著作権法案に対する解説書の中で、29条1項は「完成された映画の利用権を映画製作者ができるだけ自由に行使できる」ことを目的として立法されたと説明されていること²⁴⁾は、1つの根拠となると思われる。

そして久々湊教授は、本件の場合、Xが完成を認めていない『歴史・文化編』のフィルムを、Yが自由に利用することは認められないと解される（その際、フランス著作権法が映画著作物の完成を映画の著作者と映画製作者との間の合意にかからしめていることを手掛かりとされる²⁵⁾）。また、仮に『市勢編』および『歴史・文化編』が予定通り完成していたとしても、製作中に生じた資料や素材（たとえば本件フィルム）をYが自由に利用することはできないとされる²⁶⁾。

(五) 筆者もこれに賛成し、著作権法29条1項でいう「映画の著作物」は、同法2

条3項で規定した「映画の著作物」よりも狭く、参加約束により特定された完成映画に限られると解する。著作権法29条1項の立法趣旨が映画利用の円滑化にある²⁷⁾にすぎない以上、利用する意図を明示した範囲を超えて映画製作者に著作権を帰属させる必要はないからである。

ところで、本件フィルムを、原審判決は完成した本件映画の編集残フィルムとみているようであり、控訴審判決は製作が中止された『歴史・文化編』の未編集フィルムとみているようである。すなわち、Xがなした参加約束の対象となる映画は、前者においては本件映画、後者においては『歴史・文化編』であるとされているのであろう。しかし、私見によれば、本件フィルムはいずれにせよ参加約束により特定された完成映画以外のものとなる（後者では完成映画が存在しない）ために、著作権法29条1項の適用を受けないこととなる。

(六) NGフィルムや編集残フィルムに関する以下の事実がある。これらは私見を裏付けるものと思われる。

まず、映連（社団法人日本映画製作者連盟）と監督協会（共同組合日本映画監督協会）との間の協約により、1971年11月9日に、映画監督と映画製作者との間の契約書のひな型が作られている²⁸⁾。このうちの一作品監督契約書（ひな型）を見ても、これらのフィルムの取扱については明記されていない。しかし、監督協会が1959年から1969年まで行なっていた「NG祭」では、NGフィルムを集めて供養と称して燃やしていたようである²⁹⁾。これは、NGフィルムの処分は監督等のスタッフに委ねられるという映画界の慣習を示すものではないだろうか。すなわち、これらのフィルムの著作権は原則通り著作者にあると考えられているか、あるいは、これらについては映画製作者が著作権を放棄しているのではないか。

また、映画の著作者と映画製作者の間の契約上、NGフィルム等の取扱につき、特約が結ばれる場合もあるようだ。前掲「九州雑記」事件（無体集9巻1号148頁）では、著作者と映画製作会社の間、映画製作会社は「本映画のNGフィルム及びキープフィルムを他の目的に使用すること」ができるという契約条項がある。この事件の判決は、このような契約条項があることを根拠に、映画製作会社によるキープフィルム（未使用フィルム）の他目的使用は同一性保持権の侵害にはならないとした。著作者人格権の事例ではあるが、この判決は、キープフィルムの他目的使用には著作者の許諾が必要であることを認めたものと思われる³⁰⁾。

4. おわりに

(一) この事件は、つまるところ、本件フィルムを利用して『歴史・文化編』を完成させる権利がX・Yのどちらにあるかが争われたものである³¹⁾。この点につき久々湊教授は、控訴審判決はXの許諾なくYが本件フィルムを利用すれば著作権侵害となることを認めていると解される。しかし、Xが第三者を介して自由に利用できるとまではいえないとされる。すなわち、XがYから報酬を得ている以上、Yはなんらかの利用権を有し、Xが本件フィルムを利用する際にはYの同意が必要であると解される³²⁾。Yの利用権の点は判決では明らかにされていないが、久々湊教授の見解はX・Y間の利益調整に優れており、筆者もこれを支持する。

(二) 本件フィルムは著作権法2条3項にいう「映画の著作物」ではあるが、参加約束によって特定された完成映画に利用されなかったため、著作権法29条1項の適用は受けないとするのが妥当であると考えられる。

このような解釈には、同じ著作権法の中で2条3項と29条1項にいう「映画の著作物」の意味が異なってしまうという批判があるかもしれない。しかし、2条3項は、流通する商品としての映画だけでなく、たとえば素人が1人で撮ったビデオテープも、著作物として侵害行為から保護されうるということを規定したものと解される。これに対して、29条1項は、流通する商品としての映画をめぐる権利関係を規律するための規定である。両条項における「映画の著作物」の意味が異なることは、それほど不自然とは思われない。この事件は上告されているが、上告審では「映像著作物」概念を用いた論理構成に頼らずに、控訴審判決と同様の結論が出されることが望まれる。

- 1) 一宮和夫「最近の著作権判例について」コピライト395号3頁。
- 2) 旧著作権法下では、写真家である原告により、映画のために使われるべき撮影済みフィルムの1本ごと、または、その1ショットごとについて著作権が主張された事例がある。映画「ブラジルは招く」事件、東京地裁昭和37年7月25日判決、判例タイムズ134号78頁。裁判所は、「仮に原告がその撮影にかかるフィルム、またはその1ショットごとに、その主張のような著作権を取得したとしても（それ自体相当疑問の余地なしとしなが、結局、本件においてはさまで決定的な意味を持つことでないことになるので、その当否に触れることは避けることとする。）」と判示し、結論を出すのを避けている。この事件では、原告・裁判所とも、そのフィルムないしショットは映画の著作物となるのか、あるいは写真の著作物になるのか、あるいはそれ以外の著作物となるのかを明言していない。
- 3) 久々湊伸一「映画監督と映画製作者の間で、フィルムに撮影収録された映像のうち、未使用部分の著作権の帰属が争われた事例」判例時報1491号（判例評論425号）205（59）頁。
- 4) 「『映画監督にも一部著作権』判決」朝日新聞朝刊解説面1993年10月7日。
- 5) 久々湊前掲論文205（59）頁。

- 6) 加戸守行『著作権法逐条講義 改訂新版』30頁は、著作権法2条1項10号にいう映画製作者をこのように定義する。
- 7) 映画「九州雜記」事件、東京地裁昭和52年2月28日民事第29部判決、無体財産権関係民事・行政裁判例集9巻1号145頁。映画「飛騨の祭と匠」事件、東京地裁昭和62年9月25日判決、日本著作権協議会発行『著作権に関する判例速報』26号、日本著作権協議会（編集）『判例でわかる著作権（最新版）』370頁に判決文収録。ビデオ「山口組五代目継承式」事件、大阪地裁平成5年3月23日判決、判例時報1464号139頁。
- 8) 原審では、Xの著作権確認の対象は本件フィルムであるのに対し、控訴審では本件フィルムに収録された映像となっている。以下の検討においてはこの区別はさほど意味がないので、原審判決にあわせて、本件フィルムという表現で統一する。
- 9) 伊藤正己（司会）他「新著作権法セミナー第14回〈座談会〉」ジュリスト483号120頁・121頁佐野文一郎発言。原稿の下書きに著作物性があるのと同じだと説明する。秋吉稔弘（研究会代表）『著作権関係事件の研究』95頁は、映画「ブラジルは招く」事件（前掲）の評釈（筆者：高林克巳）の中で、同様の説明をしている。なお、佐野氏は、120頁の発言の直後に、このようなフィルムを映画の著作物と考えると、著作権法29条の規定がどの段階で働くかということが、別に問題になってくると発言している。この点は後述3.（四）以下を参照。
- 10) 加戸前掲書47頁。なお、東季彦（監修）、尾中普子・久々湊伸一・千野直邦・清水幸雄（共著）『全訂・著作権法（全訂第2刷）』225頁はこの点を以下のように説明する。「著作権法は、映画著作物の定義を直接には行っていないが、録画の定義が映像を連続して物に固定し、またはその固定物を複製すること、となっていることから間接的に導くことができる（2条1項14号）。」
- 11) 加戸前掲書48頁。
- 12) 同前。
- 13) ビデオゲーム「パックマン」事件、東京地裁昭和59年9月28日判決、無体財産権関係民事・行政裁判例集16巻3号676頁、判例時報1129号120頁、判例タイムズ534号246頁。
この事件は、ビデオゲーム機「パックマン」を製造した会社が、当該ゲームのデッドコピー機を第三者から購入して設置していた喫茶店主らを、パックマンという「映画の著作物」の上映権を侵害したとして訴えたものである。東京地裁は原告勝訴の判決を下している。
- 14) 判決文では、本来の意味における映画として、完成した劇場用映画を想定する。そして「パックマン」が本来の意味における映画に該当しないことは明らかであるとしている。
- 15) 音声は「伴つても伴わなくてもよい」とされている。学説においても、「映画著作物とは、思想または感情を映像の連続によって表現する著作物をいう。」（半田正夫『著作権法概説（第六版）』100頁）
「映画著作物は、思想または感情を映像または映像と音の連続すなわち時間的变化によって表現する著作物と定義することができる。」（東監修前掲書225頁）
といった説明がなされている。音響効果が必ずしも必要でないことは、サイレント映画を考えれば当然のことである。
- 16) 千野直邦「無断複製ビデオゲーム機の上映による映画著作権の侵害」特許管理35巻12号。土井輝生「映画の著作物としてのビデオ・ゲームの保護と模造品の使用による上映権の侵害」工業所有権法研究30巻4号。本判決前に、本判決と同様の考え方を示したものとして三木茂

「コンピュータ・グラフィックの著作物性—Q&A ソフトウェア・ビジネス (1)—」NBL278号。ただし、映像が「動きをもって見えること」だけでは十分でなく、映像によって一定のメッセージが表現されていなければ、「映画の著作物」とはいえないとする見解もある(楢山敬士「ビデオゲームは『映画の著作物』か?—パックマン判決の射程を問う」法学セミナー 30巻9号33頁)。

- 17) ビデオゲーム「ジグザグ」事件, 東京地裁昭和 60 年 3 月 8 日判決, 判例タイムズ 561 号 169 頁, 特許と企業 197 号 76 頁。ビデオゲーム「ドラゴンクエスト II」事件, 東京地裁昭和 62 年 2 月 24 日決定, 判例時報 1222 号 134 頁。ビデオゲーム「Chomp」事件, 東京地裁平成 6 年 1 月 31 日判決, 判例時報 1496 号 111 頁。
- 18) なお, 本件フィルムには古代の律令体制に至るまでの小川原湖およびその周辺住民の歴史というメッセージがあり, パックマン事件判決に反対する立場から見ても, これは映画の著作物であるといえよう。
- 19) 一宮前掲論文 4 頁, および紋谷暢男「無体財産権法判例の動き」ジュリスト増刊・平成 5 年度重要判例解説 262 頁, 久々湊前掲論文 208 (62) 頁同旨。
- 20) ただし, 原審で Y が主張しているように, X は本件フィルムの共同著作者の 1 人であると考えるのが正確であろう。しかし, この点は, X と Y との関係を考える上では問題にならないので, 以下の記述も, あたかも X が単独著作者であるかのように書いていく。
- 21) なお, XY 間に雇傭関係がないことは両判決の事実より明らかであるから, 著作権法 15 条の適用は問題にならない。
- 22) 加戸前掲書 167 頁「著作権が著作者に原始的に発生すると同時に, なんらの行為または処分を要せずして法律上当然にその著作権が映画製作者に移転する」に示唆を受けたものと思われる。
- 23) 久々湊前掲論文 205 (59) 頁。
- 24) 国立国会図書館立法考査局 (内田晋)『著作権法改正の諸問題—著作権法案を中心として—』180 頁。
- 25) フランス知的財産法典 L. 121-5 条。なお, 合意が成立することの困難を考慮して, L. 121-6 条に合意の強制ないし擬制の規定があることも指摘されている。
- 26) 久々湊前掲論文 207 (61) 頁以下。
- 27) 半田前掲書 77 頁。
- 28) 柿田清二『日本映画監督協会の五〇年』158 頁。このうち一作品監督契約書 (ひな型) は 249 頁以下に掲載。
- 29) 柿田前掲書巻頭写真。
- 30) 久々湊前掲論文 208 (62) 頁同旨。
- 31) 判例研究会の質疑応答における岡弁護士の発言。久々湊教授もこの点を指摘される。久々湊前掲論文 208 (62) 頁。
- 32) 同 207 (61) 頁。

(本稿は, 1994 年 8 月 30 日に筑波大学大塚校舎で行われた第 23 回著作権判例研究会で行なった発表の原稿を, 同日ご指導いただいた点を踏まえて大幅に加筆修正したものです。ご指導いただいた皆様には心から感謝いたします。原稿提出が同年 11 月 28 日とたいへん遅れ, 多くの先生方, 殊に伊藤真幹氏には多大なご迷惑をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。)